

## 地域医療再生計画（案）の評価要領

### 1 評価対象

地域医療再生計画（加算額のある計画）（以下「計画」という。）を評価する。

### 2 評価項目

別紙1のとおり。

### 3 評価方法

評価に関する事務は、厚生労働省医政局（以下「事務局」という。）において処理する。

「地域医療再生計画に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）」において、計画ごとに、以下の評価基準により、各評価項目に対し評点を付すことにより評価する。

なお、評点は整数とし、各評価基準の中間の評点（例えば17点など）も可能とする。

評点			評価基準	
20 ∩ ∩	25 ∩ ∩	50 ∩ ∩	非常に優れている	非常にわかりやすく記載されている上、本事業の趣旨を踏まえると、全ての記載内容は非常に適正であり、不適切な記載内容はない。
16 ∩ ∩	20 ∩ ∩	40 ∩ ∩	優れている	わかりやすく記載されている上、本事業の趣旨を踏まえると、全ての記載内容は適正であり、不適切な記載内容はない。
12 ∩ ∩	15 ∩ ∩	30 ∩ ∩	良好である	本事業の趣旨を踏まえると、記載内容は概ね適正である。
8 ∩ ∩	10 ∩ ∩	20 ∩ ∩	やや劣っている	本事業の趣旨を踏まえると、記載内容はやや不適切である。
4 ∩ ∩	5 ∩ ∩	10 ∩ ∩	劣っている	本事業の趣旨を踏まえると、記載内容は不適切である。
0 ∩ ∩	0 ∩ ∩	0 ∩ ∩	非常に劣っている	本事業の趣旨を踏まえると、記載内容は著しく不適切である。又は記載されていないので評価できない。

各計画の得点は、事前に申告された利益相反の可能性のある委員を除き、計画の評価を行った委員の評点合計の平均値とする。

また、利益相反の可能性の確認については、有識者会議の協議において決定するものとする。

### 4 選定方法（次回検討）

### 5 その他

なお、交付金の内示後に評価を行った委員に対する利益相反の可能性が指摘された場合には、当該委員及び当該都道府県への意見聴取を実施するとともに、有識者会議を開催し、対応を協議することとする。

## 地域医療再生計画の評価項目について

- 1 主に必要性に関する評価（各 25 点） 計 100 点
  - ① 定量的な現状分析がされているか。
  - ② 定量的な目標設定がされているか。
  - ③ 現状分析、課題の認識、実施する事業及び目標設定が一貫したものとなっているか。
  - ④ 医療課題の解決に向けた事業を進める上で発生することが予想される問題点を的確に認識し、それに対する対応策が計画に盛り込まれているか。
  
- 2 主に有効性に関する評価（各 20 点） 計 100 点
  - ① 計画を策定・推進する際に責任を負う機関・組織などが明確であるか。
  - ② 計画の評価について時期、方法などが具体的に記載されているか。
  - ③ 高度・専門医療機関や救命救急センター等と連携する医療機関の明確化や、医療機関間の地域医療連携クリティカルパスの活用の推進、関係院長会議の設置など役割分担・連携が実現性のある計画となっているか。
  - ④ 医師・看護職員等の地域医療を担う人材の育成などについても計画されており、それが実現性のある計画となっているか。
  - ⑤ 計画期間の終了後においても、地域において医療が継続的に提供される体制（運営や財源）が確保される見込みがあるか。
  
- 3 主に公平性に関する評価（各 20 点） 計 100 点
  - ① 官民間わない幅広い地域の医療関係者等（医師会等）の意見を公平に聴取した上で計画が策定されているか。
  - ② 特定の医療機関の整備や高額医療機器の購入に偏ることなく、地域にとって公平かつ公益性の高い事業となっているか。
  - ③ 対象地域における住民への情報提供など、地域住民も医療に参加することのできる取り組みが計画されているか。
  - ④ 医療機関の役割分担や連携体制を構築するに当たって、関係医療機関や行政などとのコンセンサスを図るためのプロセスを経て作成されているか。
  - ⑤ 加算額に対する交付の条件を満たしているか。
 

ア. 50 億未満	整備・拡充等を行う医療機関（整備対象医療機関）に医師不足を解消する体制整備や診療情報や臨床評価に係る情報の共有及び施設・設備整備に事業者負担を上乗せする計画となっているか。
イ. 50 億以上	整備対象医療機関等で病床数の削減（10%（過剰）、5%（非過剰））ができていないか。
ウ. 80 億以上	再編統合を実施しているか。
  
- 4 主に効率性に関する評価（各 25 点） 計 100 点
  - ① 施設・設備整備に伴う高機能化に見合う医師・看護職員等医療従事者の確保の方策が計画されているか。
  - ② 過度の施設又は設備整備となっていないか。
  - ③ 妥当な単価により積算（特に、施設・設備整備部分）されているか。
  - ④ 基金を交付する施設・設備整備事業について、基金のみを財源とせず、都道府県等事業者においても相応の負担をする計画となっているか。
  
- 5 主に優先性に関する評価（各 50 点） 計 100 点
  - ① 様々な医療課題がある中で、課題選定のための分析が十分にされ、地域内において優先性の高い医療課題が選定されているか。
  - ② 医療課題の解決のために、地域内で必要な様々な事業について十分に検討され、優先性の高い事業が選定されているか。

